

## (2) 異動報告

異動報告は、売買契約等成立した日でなく、実際に、飼養施設に転入、転出した日を報告してください。

異動内容	異動内容の定義	事実の発生事例
転入	・譲り受け等に伴い飼養を開始した場合 (飼養施設に牛を入れた場合)	購入、導入、引受け、入牧
転出	・譲り渡し等に伴い飼養を終了した場合 (飼養施設から牛を出した場合) ・と畜のために出荷する場合も「転出」	売却、出荷、引渡し、下牧
死亡	・牛が事故、疾病等により死亡した場合	事故死、疾病死、自然死(と畜は除く。)

あなたの農家コードを入力してください。

①農家コードは銀行の口座番号のようなものであり変更することは出来ません。

異動報告する牛に装着してある耳標の番号(10桁)を記入してください。

該当する数字を○で囲んでください。

転入、転出又は死亡の年月日を記入してください。

①電話応答システムで報告する場合は、該当する数字を○で囲んでください。

**異動報告カード(譲受け等、譲渡し等又は死亡の届出用)**

農家コード	<input type="text"/>
個体識別番号	<input type="text"/> (10桁必須)
異動内容	1. 転入 2. 転出 3. 死亡
異動年月日 (飼養の開始、終了又は死亡年月日)	平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 <small>(標準は時の電卓) 0:59 1:59 2:59 3:59 ※印は必須で報告</small>
譲受け等又は譲渡し等の相手先コード	<input type="text"/> (転入、転出の場合記入) <small>(相手先コードを持たない場合には、譲受け等又は譲渡し等の相手先氏名又は住所及び連絡先(電話番号)を記入してください。)</small>

譲受け、譲渡し等の相手先コードは、それぞれ該当する農家コードを記入してください。(死亡の場合は不要)

①出荷する場合は、と畜場、家畜市場等の農家コードを記入してください。

②相手先が農家コードを持たない場合は、連絡先(電話番号)を記入してください。

牛の販売や購買を代行する農協、家畜商は牛の管理者には該当しませんが、輸送期間を含め1週間以上牛を預かる場合、飼育する場合は、牛の管理者としての届出義務が生じます。

### 【その他の注意事項】

1 電話応答システムで異動年月日を報告するとき、報告日の4日以上前に異動している場合は和暦で報告します。  
(例：平成17年9月1日に出生した場合「170901」入力)

2 と畜場、家畜市場のコードは、農林水産省のホームページで調べることも可能です。

[http://www.maff.go.jp/trace/beef\\_trace7-1.pdf](http://www.maff.go.jp/trace/beef_trace7-1.pdf)